

すみのえひよこ保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人 森岡学園
所 在 地	大阪市住之江区南港中 4-4-32
電 話 番 号	06-6613-0820
代表者氏名	理事長 市田守男

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	すみのえひよこ保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市住之江区南港中 4-4-32
連 絡 先	電話番号 06-6613-0820 F A X 06-6613-0801
管 理 者	施設長 北川寿子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする小学校就学前児童のうち0歳児から2歳児
認 可 定 員	0歳児 9人 1歳児 18人 2歳児 21人 計48人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 0人 満1歳以上満3歳未満の児童 27人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	平成26年 4月 1日
事 業 所 番 号	2710051004432

3 施設の目的・運営方針

すみのえひよこ保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		2000 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建のうち2階部分
	延べ面積	保育園部分 130.5 m ²
園庭		乳児用園庭 140 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	1室	63 m ²
保育室	1室	77.5 m ²
調理室	1室	1階
職員室	1室	1階
子育て支援室	1室	別棟

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 延長保育・特別支援保育・子育て支援事業

(3) 送迎 保護者による送迎

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）令和5年度4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	10	8	2	
調理員	園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する	1	1		

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
栄養士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
調理員	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、お盆4日、年度末3日、年末年始（12月28日から1月4日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から18時30分 18時30分から19時30分まで時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		

※ 食物アレルギー等があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が幼稚園に就園したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	中島医院
医院長名又は医師名	中島静一
所在地	大阪市住之江区南港中 3-4-79

電 話 番 号	06-6612-0818
---------	--------------

(2) 歯科

医療機関の名称	西村歯科
医院長名又は医師名	西村耕一
所 在 地	大阪市阿倍野区阪南町 3-6-19
電 話 番 号	06-6629-0418

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 市田守男、北川寿子 ・ご利用時間 8:30～ 18:30 ・電話番号 06-6613-0820 F A X 06-6613-0801 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
第三者委員	近藤つよし	電話番号 06-6761-1171
		大阪市私保連 会長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	全国社会福祉協議会(施設の損害補償)
保険の内容	損害保険
保険金額	7,500円

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	4人	1人	1人
1歳児	6人	10人	12人
2歳児	18人	13人	13人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和5年度受審	結果待ち
自己評価の実施状況	毎年度実施	

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	
布団リース費	0～3歳児の午睡用（敷パット）	月額	900円
行事、保育活動協力費	遠足、特別保育知育教材にかかる諸費用、アルバム代等に充当いたします。	0歳 月額	1,000円
		1歳 月額	1,000円
		2歳 月額	3,000円

※ 2歳児のみの個人持ち用品については進級、入園時に別途申し込みを受け付けます。（7660円）

※ 紙おむつをお忘れの場合は有料(30円)にて保育園に用意しております。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、必要に応じて領収証を交付いたします。

※ 上記の諸費用は改訂することがあります。

2 時間外保育に係る利用者負担

時間外保育時間	臨時 時間外保育料（1回につき）		月極（時間外保育利用申請の提出が必要です）
	保育標準時間 認定	保育短時間認定	
7：30～8：00		500円	
16：00～18：30		500円	
18：30～19：30	800円	800円	5,000円 ※1

- 3 この資料を入園前の説明会・進級説明会でお渡しいたします。入園後はこの書面の記載事項にご同意していただいたこととみなします。ご異議のある方は入園前・進級前にお申し出ください。